



「絵手紙発祥の地—粕江」
公募展受賞作品

今号の主なトピックス

- 5面…高齢者等生きがいポイント
- 6面…食育講習会「野菜と遊ぼう」
- 7面…第45回粕江市民まつり参加者(団体)募集
- 7面…エコーマホール事務所が駄倉地区センターに移転
- 8面…令和3年度コマエ×ミライ×チャレンジ作品募集

◎発行/粕江市 ◎編集/企画財政部秘書広報室 〒201-8585 粕江市和泉本町一丁目1番5号 ☎03(3430)1111 FAX03(3430)6870

最新情報

新型コロナワクチン接種

問新型コロナ予防接種室

12歳以上の市民は、どなたでも予約が可能です

7月27日(火)以降、12歳以上の市民であれば、どなたでも予約が可能となりました。

接種を希望する方は、LINEまたはコールセンターで予約の手続きをお願いします。

ワクチンの供給量について

粕江市には8月15日(日)までに、累計101箱(11万6,805回分)のワクチン(ファイザー社製)が到着する予定です。

7月29日(木)から 防災センター会場の運営を開始しています

■接種日時

▽月～金曜日 午後5時45分～8時30分

▽土・日曜日 午前9時～正午・午後1時30分～4時30分

※8月7日(土)・21日(土)・28日(土)は、一般の方への接種終了後、12～15歳を対象とした夜間接種を実施します。

ワクチン ファイザー社製

予約方法 LINEまたはコールセンター☎03(5539)0223



LINE

岩戸児童センター会場での接種を、
8月8日(日)をもって終了します

7月23日(祝)以降の1回目の予約はすでに停止しています。ご理解・ご協力をよろしくお願いします。

粕江市における住民接種の進捗状況をお知らせします

■接種状況(7月19日現在)

| 区分 | 人数 | 1回目接種率 | 2回目接種率 |
|--------------|----------|--------|--------|
| 接種対象者 | 7万3,515人 | 38.7% | 19.6% |
| うち高齢者(65歳以上) | 1万9,986人 | 86.3% | 70.6% |

※接種率には、自衛隊大規模接種センター等で接種した分も含んでいます。

在宅で寝たきりの高齢者や 重度障がいのある方へ

ワクチンの接種を希望しており、集団・個別接種会場での接種が困難な方はかかりつけ往診医へご相談ください。普段往診を利用していない場合やかかりつけ往診医が対応していない場合には、市へご相談ください。

東京2020 パラリンピック

聖火ビジットの実施と 採火式参加者募集

東京2020パラリンピックの開催に先立ち、8月12日から24日までの12日間、聖火リレーが実施されます。粕江市はパラリンピック聖火リレーの会場ではありませんが、大会期間中のパラスポーツの普及啓発、気運醸成のため、聖火ビジット事業に参加します。

日 8月20日(金)

時 所 採火式 午前8時30分～9時30分(西河原公園)

展 示 午前9時30分～11時(あいとぴあセンター)・午後3時ごろ～7時(市役所2階ロビー)

採火した火を午前「粕江市の火」として展示後、東京都に運び、他の自治体の火と合わせた「東京都の火」を午後展示します。

■採火式参加者募集

対 市内在住・在学・在勤の方で1組2～4人

定 5組(多数抽選。小学生以下で参加する場合は、一人は保護者同伴)

申 8月2日(月)から10日(火)までに、社会教育課窓口または電話で申し込み

問 政策室オリンピック・パラリンピック等推進担当



粕江市長 松原俊雄



十分なワクチン供給の確保に向けた取り組み
新型コロナウイルスの供給を巡り、ワクチン確保ができないことから、一時接種予約中止をした自治体等があると報道がされ、市民の皆様もご心配されたことと思います。
粕江市でも7月末には接種予約との兼ね合いで、ワクチン供給が少なくなり接種に影響が出るのが判明しました。そこで、市民の健康と命を守るためにも、ワクチン確保のためにあらゆる手段でワクチン外交を行いました。
ワクチンは国がファイザー社製等のワクチンを確保し都道府県に供給し、都道府県が市区町村に配分するため、計画通りにワクチンを確保できるようにまちづくり等に協力いただいている都議会議員、国会議員へ供給要請をしました。このような時にも普段から気心知れた都・国会議員と私とのホットラインがありますので心強いです。都や国の担当部署と調整をいただき市の要望通りのワクチン供給が実現しました。

国民健康保険の「限度額適用」・「標準負担額減額」認定証

入院時や高額な外来診療を受ける時に限度額適用(・標準負担額減額)認定証(以下、「限度額証」)を医療機関に提示すると、自己負担限度額までの支払いとなります(表1・表2参照)。提示がない場合、自己負担限度額を超えた分は高額療養費として支給します(最短期で診療月の3カ月後になります)。長期の入院等が見込まれる場合、事前に「限度額証」の交付申請をしてください。ただし、国民健康保険税を滞納している場合は交付できません。

▽70歳未満の方
住民税非課税世帯の方は「限度額証」を提示することで、入院時の食事代も減額されます

▽70歳以上75歳未満の方
世帯の課税所得が145万円以上690万円未満の方と住民税非課税世帯の方は、「限度額証」の申請をしてください(表2参照)。

なお、それ以外の方は、高齢受給者証が「限度額証」の代わりになります。

国民健康保険国民健康保険係

■表1 70歳未満の方の自己負担限度額

| 区分 | 所得要件 | 自己負担限度額(月額) [4回目以降(※1)] | 減額後の食事代の自己負担額 (1食当たり) |
|----|-------------------------|--|-----------------------------------|
| ア | 年間所得が901万円超(※2) | 25万2,600円+(医療費の総額-84万2,000円)×1% [14万100円] | |
| イ | 年間所得が600万円超~901万円以下(※2) | 16万7,400円+(医療費の総額-55万8,000円)×1% [9万3,000円] | |
| ウ | 年間所得が210万円超~600万円以下(※2) | 8万100円+(医療費の総額-26万7,000円)×1% [4万4,400円] | |
| エ | 年間所得が210万円以下(※2) | 5万7,600円 [4万4,400円] | |
| オ | 住民税非課税世帯 | 3万5,400円 [2万4,600円] | 210円(90日まで)160円(入院が90日を超える場合)(※3) |

■表2 70歳以上75歳未満の方の自己負担限度額

| 区分 | 所得要件 | 自己負担限度額(月額)[4回目以降(※1)] | | 減額後の食事代の自己負担額 (1食当たり) |
|---------|--|--|---------------------|-----------------------------------|
| | | 外来のみ(個人単位) | 外来+入院(世帯単位) | |
| 現役並み所得者 | 課税所得が690万円以上 | 25万2,600円+(医療費の総額-84万2,000円)×1% [14万100円] | | |
| | 課税所得が380万円以上690万円未満 | 16万7,400円+(医療費の総額-55万8,000円)×1% [9万3,000円] | | |
| | 課税所得が145万円以上380万円未満 | 8万100円+(医療費の総額-26万7,000円)×1% [4万4,400円] | | |
| 一般 | 現役並み所得者、低所得Ⅱ・Ⅰ以外 | 1万8,000円(年間上限14万4,000円) | 5万7,600円 [4万4,400円] | |
| 低所得者Ⅱ | 世帯の全員が住民税非課税(低所得者Ⅰ以外の方) | 8,000円 | 2万4,600円 | 210円(90日まで)160円(入院が90日を超える場合)(※3) |
| 低所得者Ⅰ | 世帯の全員が住民税非課税かつ、世帯全員の所得が0円である方(年金収入のある方は、年金額80万円以下) | 8,000円 | 1万5,000円 | 100円 |

※1 過去12カ月間に、高額療養費の支給が4回以上あった世帯の4回目以降の限度額
 ※2 年間所得とは、総所得金額等から基礎控除額を差し引いた額のことを指します。
 ※3 住民税非課税世帯に該当する期間において、過去12カ月間に90日を超えて入院していた場合、入院期間が明らかとなる領収書を持参の上、申請してください。

行政けいじばん

8月の日曜窓口

8月29日(日)
 午前9時~午後1時
 開設窓：市民課・課税課・納税課・保険年金課・子ども政策課

※取扱業務や必要書類等は、事前に担当課にご確認ください。
 ※令和3年度市民税・都民税(第2期分)および令和3年度国民健康保険税(第2期分)8月31日(火)までに納めてください。市税は、口座振替やコンビニエンスストア・スマホ決済等で納付することができます。詳細は納

各部の目標とその実現に向けた取り組みをまとめた「部の方針」について、令和2年度の主な取組状況をまとめました。詳細は、市ホームページをご覧ください。
政策室企画調整担当

令和2年度の各部の方針の取組状況をまとめました

学校の一斉閉庁を実施します

教職員のワーク・ライフ・バランスの向上と学校施設の一斉点検等を行うため、市立小・中学校の閉庁日を設定します。この期間は教職員は出勤せ

8月10日(火)~13日(金)
 学校教育課教育庶務係

令和2年度こまえ応援寄附金の状況

~ご寄附いただき、ありがとうございました~
 市の将来都市像である「ともに創る 文化育むまち~水と緑の狛江~」の実現のため、皆さまから寄せられたこまえ応援寄附金の状況をお知らせします。お寄せいただいた寄附金は、市のまちづくりのために大切に使用させていただきます。

財政局課・課税課

■令和2年度受入状況

| 寄附金の充当分野 | 寄附金額 | 件数 |
|-----------------------------------|--------------|-----|
| 人権が尊重され、市民が主役となるまち | 2万円 | 3 |
| 安心して暮らせる安全なまち | 42万5,000円 | 7 |
| 活気にあふれ、にぎわいのあるまち | 5万5,000円 | 6 |
| 子どもがのびのびと育つまち | 2,028万4,000円 | 22 |
| いつまでも健やかに暮らせるまち | 37万5,000円 | 7 |
| 生涯を通じて学び、歴史が身近に感じられるまち | 100万5,000円 | 2 |
| 自然を大切に、快適に暮らせるまち | 35万円 | 7 |
| 持続可能な自治体運営 | 1万円 | 1 |
| PCR検査体制の整備や医療・福祉施策、新型コロナウイルス感染症対策 | 386万5,379円 | 115 |
| 令和元年東日本台風関係 | 6万円 | 5 |
| 一般寄附 | 84万7,000円 | 40 |
| 計 | 2,729万6,379円 | 215 |

掲示板に掲載する市からのお知らせ等をホームページでも閲覧することができます。ぜひご利用ください。
地域活性化課 コミュニティ文化係

新たに資格を取得した方へ8月中旬に介護保険料通知書を送付します

6月18日~8月4日に65歳になった方 64歳までは健康保険料の中に介護保険料が含まれていましたが、65歳以降は市に介護保険料を納めていただきます。

6月17日~8月3日に狛江市に転入した65歳以上の方 転入した月から市に介護保険料を納めていただきます。
 ※年金受給額が年額18万円以上の方は、翌年度以降に特別徴収(年金天引き)に随時変更予定です。

特別な事情なく介護保険料を滞納した場合、滞納期間に応じて保険給付制限をすることがあります。

高齢障がい課 介護保険係

「児童扶養手当」・「特別児童扶養手当」の現況届

該当者には、8月上旬にお知らせを送付します。期限までに提出がない場合、手当の支給などが遅れることがあります。※郵送不可。窓口へお越しください。

届出期間 児童扶養手当 8月2日(月)~31日(火)
 特別児童扶養手当 8月6日

公社都営募集センター(必着)。
 狛江KK東京都営住宅募集センター ☎0570(010)810、配布期間外は ☎(3498)8894 (いずれも土・日曜日祝日を除く)

第10期野川流域連絡会委員募集

野川流域に在住・在学・在勤の方または流域で活動している市民団体の方で、全体会議(年2回程度)およびチーム別の活動(2カ月に1回程度)に出席できる方

任期第1回連絡会~2年間
 申請9月10日(金)までに、住所・氏名(ふりがな)・電話番号、在学・在勤の方はその住所・電話番号を記入の上、作文「応募の動機について(野川への思いや意見等)」(様式自由・800字程度)を持参または郵送で〒183-0006府中市緑町1-27-1野川流域連絡会事務局(東京都北多摩南部建設事務所 工事第二課) ☎042(330)1845へ。

都営住宅の入居者募集案内(家族向・単身者向・車いす使用者向・シルバーピア)を配布します

申込書・募集案内配布期間 8月2日(月)~11日(水)
配布場所 市役所2階ロビー(平日夜間、土・日曜日は宿直室)、JKK東京(東京都住宅供給公社)ホームページからもダウンロード可。

8月16日(月)(必着)までに、募集案内添付の専用封筒で渋谷郵便局へ(ポイント方式は同日午後6時までに東京都住宅供給

審議会等の公開

狛江市教育委員会令和3年第8回定例会
 8月13日(金)午前10時から
 3階第一委員会室(傍聴会場)
 ※開催方法等変更の場合あり。
 学校教育課教育庶務係

多世代交流の小さな拠点(まちなみ)の整備に向けたアクションリサーチワーキングチーム会議

8月19日(木)午後6時から
 3階第一委員会室
 オンラインでの傍聴を希望する方は8月13日(金)までにお問い合わせください。
 福祉政策課

介護保険の 負担限度額認定証

介護保険施設(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設等)やショートステイ(短期入所生活介護、短期入所療養介護)を利用する方の居住費・食費は、本人の自己負担ですが、所得が低い方は、介護保険負担限度額認定申請により、負担する金額が軽減され、限度額までの支払いとなります。

なお、認定の有効期間は、申請日の属する月の初日から7月31日までです。

申請に必要なもの 本人および配偶者(いる方のみ)の預貯金・有価証券等の通帳の写し(口座番号等が分かるページ、最終残高を含む2カ月程度の明細)、身分証明書

※令和3年1月2日以降に市内へ転入した方は、配偶者(いる方のみ)の令和3年度住民税非課税証明書
申請 高齢障がい課介護保険係へ。

■居住費・食費の自己負担限度額(1日当たり)

| 利用者負担段階 | 所得の状況(※1) | 預貯金等の資産の状況(※2) | 居住費(滞在費) | | | | 食費 |
|---------|-------------|--------------------------------|--------------|------|---------|-------------|----------------|
| | | | 従来型個室 | 多床室 | ユニット型個室 | ユニット型個室的多床室 | |
| 1 | 生活保護受給者の方等 | 単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下 | 490円(320円) | 0円 | 820円 | 490円 | 300円 |
| 2(※3) | 老齢福祉年金受給者の方 | 前年の合計所得金額+年金収入額が80万円以下の方 | 490円(420円) | 370円 | 820円 | 490円 | 390円[600円] |
| 3-(1) | 世帯全員が住民税非課税 | 前年の合計所得金額+年金収入額が80万円超120万円以下の方 | 1,310円(820円) | 370円 | 1,310円 | 1,310円 | 650円[1,000円] |
| 3-(2) | | 前年の合計所得金額+年金収入額が120万円超の方 | 1,310円(820円) | 370円 | 1,310円 | 1,310円 | 1,360円[1,300円] |

不正があった場合には、ペナルティ(加算金)が課されます。
()内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。

[]内の金額は、短期入所生活介護または短期入所療養介護を利用した場合の額です。
※1 住民票上世帯が異なる(世帯分離している)配偶者(婚姻届を提出していない事実婚も含む)。DV防止法における配偶者からの暴力を受けた場合や行方不明の場合等は対象外の所得も判断材料とします。

※2 預貯金等に含まれるものは、資産性があり、換金性が高く、価格評価が容易なもの。
※3 第2号被保険者は、利用者負担段階に関わらず、預貯金等の資産が単身は1,000万円以下、夫婦は2,000万円以下であれば支給対象となります。

新型コロナウイルス感染症 生活困窮者自立支援金

▽3人以上世帯 10万円

▽2人世帯 8万円
▽1人世帯 6万円
※まずは電話でご相談ください。
申請書と必要書類を粕江市社会福祉協議会支援金担当(3488)0294へ。

8月は粕江市心身障害者福祉手当現況届の提出月です

現在、手当を受給している方には、案内を送付しています。現況届が未提出の場合、8月分以降の手当の支給ができません。なお、施設入所等、受給対象外となった場合は、届け出が必要です。届け出がなく過払いとなった手当は返還していただきます。

受給していない方で該当する方は、ご連絡の上、申請してください。※所得要件あり。施設に入所している方または該当等級となる手帳申請時に65歳以上の方は対象外です。

■心身障害者福祉手当(市制度)
20歳未満で身体障害者手帳1~4

級、愛の手帳1~4度、脳性まひまたは進行性筋萎縮症の方または20歳以上で身体障害者手帳3・4級、愛の手帳4度の方

支給額 月額5,400円(義務教育終了前の兄弟姉妹がいる場合、1人につき1,600円を加算)

■心身障害者福祉手当(都制度)
20歳以上で身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1~3度、脳性まひまたは進行性筋萎縮症の方

支給額 月額1万5,500円
申請 高齢障がい課障がい者支援係へ。

9月は心身障害者医療費助成制度 受給者証の更新月です

現在、心身障害者医療費助成制度受給者証(受給者証)をご利用の方は8月31日(火)が利用期限です。

9月からの新しい受給者証は、8月末に送付します。

受給者証をお持ちでない方で該当すると思われる方は、ご連絡の上、申請してください。身体障害者手帳1・2級(心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫または肝臓の機能障がいなどの内部障がい)3級も含む、愛の手帳1・2度または精神障害者保健福祉手帳

1級に該当し、受給資格者本人(20歳未満の場合は世帯主。社会保険被保険者本人は除く)の令和2年中の所得が下表の所得制限基準額以下の方
※健康保険未加入者、生活保護受給者、65歳以上で初めて該当等級の各種手帳を取得した方、後期高齢者医療の被保険者で住民税が課税されている方などは除きます。
申請に必要なもの 保険証、各種手帳
※令和3年1月2日以降に市内へ転入した方は、令和3年度住民税課税(非課税)証明書(所

得額・控除額・扶養人数等が記載されているもの)
申請 高齢障がい課障がい者支援係へ。

■所得制限基準額(所得とは、収入から必要経費を引いたものです)

| 扶養者の数 | 所得制限基準額 |
|-------|-------------|
| 0人 | 360万4,000円 |
| 1人 | 398万4,000円 |
| 2人 | 436万4,000円 |
| 3人 | 474万4,000円 |
| 4人以上 | 1人につき38万円加算 |

※所得から控除できるもの
1.雑損
2.医療費
3.社会保険料
4.小規模企業共済等掛金
5.障害者(扶養)
6.配偶者特別
7.寡婦(夫)・特別寡婦
8.勤労学生
9.その他

8月は特別障害者手当等の現況届の提出月です

手当の種類 特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当

※現在、手当を受給している方には、すでに案内を送付しています。現況届が未提出の場合、8月分以降の手当の支給ができません。

なお、次のいずれかに該当する場合は受給対象外ですので、届け出が

必要です。届け出がなく過払いとなった手当は、返還していただきます。

▽特別障害者手当 施設に入所したとき、3カ月を超えて入院したとき
▽障害児福祉手当・経過的福祉手当 施設に入所したとき、障害年金等を受けようになったとき

申請 高齢障がい課障がい者支援係へ。

8月は福祉タクシー券現況届の提出月です

現在、福祉タクシー券を受給している方には、案内を送付しています。8月31日(火)までに現況届をご提出ください。受給していない方で該当する方は、お問い合わせください。

身体障害者手帳1・2級の方(上肢・聴覚障がいを除く。複数障がいのある場合、上肢・聴覚以外の障がいについて、都の認定基準による合計指数で判定)、愛の手帳1・2度の方または高次脳機能

障がいと重度の知的障がいと同程度の方
※住民票上の世帯のうち、最も所得の高い方(扶養義務者等)の前年の所得が下表の基準額を超えている場合やガソリン費の助成を受けている場合は対象外です。

助成額 月額2,800円
※令和3年1月2日以降に市内へ転入した方は、現況届と併せて令和3年度課税証明書の提出が必要です。
申請 高齢障がい課障がい者支援係へ。

■所得制限基準額

| 扶養人数 | 本人 | | 扶養義務者等(住民票上同一世帯で最も所得の高い方) | |
|------|-------------|------------|---------------------------|------------|
| | 本人 | 本人 | 本人 | 本人 |
| 0人 | 360万4,000円 | 360万4,000円 | 628万7,000円 | 628万7,000円 |
| 1人 | 398万4,000円 | 398万4,000円 | 653万6,000円 | 653万6,000円 |
| 2人 | 436万4,000円 | 436万4,000円 | 674万9,000円 | 674万9,000円 |
| 3人以上 | 1人につき38万円加算 | | 1人につき21万3,000円加算 | |

※所得金額とは、収入金額および課税標準額ではありません。給与所得の方は源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」、自営業者などで確定申告している方は確定申告書の「所得金額合計」をいいます。

大切な道路を安全・きれいで快適に 8月は「道路ふれあい月間」

違法駐車、放置自転車、歩道への商品のせり出しなどは、交通事故や渋滞の原因、消防・救急車両の通行の妨げになります。車の乗り入れ用ステップ等も、つまづく危険や雨水排水の妨げになるため、道路上に置かないでください。

また、私有地内からはみ出した樹木の枝でカーブミラー、道路規制標識などが隠れてしまうと、事故が発生する恐れがあります。樹木の枝が道路にはみ出さないように、剪定をしてください。

市は、安全で快適な道路の維持管理に努めています。道路陥没やガードレール・カーブミラーなどの損傷を発見した時は、道路交通課へご連絡ください。なお、街路灯が故障している場合は電柱やポールに付いている管理番号をコールセンター(0120-595-005)05(24時間受付)までご連絡ください。道路交通課道路管理係

証明書発行等の窓口混雑状況は、市ホームページの「オンラインサービス内」の「窓口混雑状況」からリアルタイムでご確認できます。

令和2年度個人情報 および特定個人情報の 運用状況

問政策室政策法制担当

狛江市個人情報保護条例および狛江市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例は、市が保有する個人情報または特定個人情報についての取り扱いのルールを定めるとともに、皆さんが自己の個人情報または特定個人情報について、開示・訂正などを求める権利を保障しています。

ここでは、狛江市個人情報保護条例第54条、狛江市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第59条の規定により、市の個人情報および特定個人情報の運用状況をお知らせします。

1. 保有個人情報に関する開示請求等

令和2年度は、13件の保有個人情報の開示請求がありました。これらに対し、全部を開示したものが10件、一部を開示したものが2件、非開示にしたものが1件でした。

2. 保有特定個人情報に関する開示請求等

令和2年度は、保有特定個人情報の開示請求等が1件ありました。

3. 狛江市個人情報保護審議会

令和2年度は、3回開催し、10件の諮問事項に対し審議の上、市長に答申しました(表1参照)。

いずれの場合にも、慎重な審議を行った上、個人情報の適切な取り扱いと適正な管理を徹底させることを条件に目的外利用、外部提供等を承認しました。

4. 個人情報取扱事務・特定個人情報取扱事務

新規の個人情報取扱事務は8件(表2参照)、特定個人情報取扱事務は1件です(表3参照)。

■狛江市個人情報保護審議会諮問事項(表1)

| 担当課 | 諮問事項 |
|----------|---|
| 安心安全課 | ▽避難所受付業務に係る電子計算機処理による記録項目の設定について |
| 市民課 | ▽市民カード移行勧奨通知封入委託に係る保有個人情報の外部提供および外部提供に係る通知の可否について |
| 高齢障がい課 | ▽高齢者の新しい生活様式応援プレミアム付商品券給付事業における65歳以上の者の住民記録情報の目的外利用、外部提供および目的外利用・外部提供に係る通知の可否について ▽医療的ケア児生活実態調査に係る保有個人情報の目的外利用、外部提供および目的外利用・外部提供に係る通知の可否について |
| 健康推進課 | ▽子育て世代包括支援センター業務に伴う情報共有等に係る目的外利用および目的外利用に係る通知の可否について |
| 子ども政策課 | ▽狛江市ひとり親家庭等の学習支援事業に係る記録項目の設定について ▽狛江市子育て世帯緊急対策応援プレミアム付商品券、ひとり親家庭支援事業および狛江市高校生世帯臨時特別給付金給付事業の対象者抽出に伴う目的外利用、外部提供および目的外利用・外部提供に係る通知の可否について |
| まちづくり推進課 | ▽調布都市計画道路3・4・16号線および調布都市計画道路3・4・2号線の整備に伴う周辺まちづくり方針検討業務のアンケート調査に係る保有個人情報の目的外利用、外部提供および目的外利用・外部提供に係る通知の可否について |
| 指導室 | ▽WEBQUに係る電子計算機処理による記録項目の設定について |
| 図書館 | ▽狛江市立図書館情報システムおよび電子図書館の電子計算機処理による結合について |

■個人情報取扱事務(表2)

| 担当課 | 届出件数 | 個人情報を取り扱う事務の名称 |
|--------|------|--|
| 議会事務局 | 1 | ▽狛江市議会図書館に係る事務 |
| 地域活性課 | 2 | ▽えきまえ広場に係る事務 ▽援農ボランティアに係る事務 |
| 高齢障がい課 | 1 | ▽医療的ケア児コーディネート事業 |
| 子ども政策課 | 2 | ▽狛江市高校生世帯の医療費の助成に関する事務 ▽養育費確保支援事業助成に関する事務 |
| 環境政策課 | 1 | ▽環境表彰制度事務 |
| 図書館 | 1 | ▽新図書館整備基本構想検討委員会事務 |

■特定個人情報取扱事務(表3)

| 担当課 | 届出件数 | 特定個人情報を取り扱う事務の名称 |
|------------|------|------------------|
| 新型コロナ予防接種室 | 1 | ▽新型コロナワクチン接種事務 |

個人情報に関する相談窓口

■市役所へのご相談は

▽市の個人情報保護制度については政策室政策法制担当へ。
▽事業者が個人情報を不正に利用された等でお困りのときは狛江市消費生活センター(毎週月～金曜日午前9時～正午・午後1時～3時)へ。

■東京都へのご相談は

▽生活文化局情報公開課 ☎(5388)3160
▽東京都消費生活総合センター
新宿区神楽河岸1-1セントラルプラザ16階 ☎(3235)1155

■国の行政機関や独立行政法人等が扱う個人情報保護に関するご相談は

▽総務省情報公開・個人情報保護総合案内所
千代田区霞が関2-1-2中央合同庁舎第2号館2階 ☎(5253)5175

特定個人情報等のマイナンバーに関する総合窓口

▽個人情報保護委員会マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120(95)0178



健康診査

■歯科健診・予防処置

9月7日・14日・28日の火曜
日 午後1時30分～3時 対1歳
前後から3歳までの乳幼児(要
予約) ④歯科健診、歯磨き指導
等 母子健康手帳、子どもが使
っている歯ブラシと仕上げ用の
歯ブラシ、コップ、バスタオル
※受診月に2歳0カ月～2歳1
カ月、2歳6カ月～2歳7カ月の
子どもは、健診の結果に応じ
てフッ素塗布も実施します(前
回の塗布から3カ月以上経過し
ている場合のみ。定員あり)。
子どもの状況により、塗布がで
きないこともありますのでご了
承ください。

■地域包括支援センターこまえ苑

▽アロマストレッチ体操 9月15日(水) 師勝島和佳恵さん(健康運動指導士)
▽ニコニコ体操～マスク越しでも笑顔を忘れずに!! 9月3日(金) 師佐藤友恵さん(健康運動指導士)

相談

■育児相談～子どもの身長、体重も測れます

8月25日(水)午前9時30分～11時30分(要予約) ④育児の悩みや、お母さん自身の心と体のことなどの相談 母子健康手帳 所問健康推進課(あいとびあセンター) ☎(3488)1181

教室

■地域包括支援センターこまえ正吉苑

▽介護予防体操(1) 8月18日(水)午後1時30分～2時30分 所谷戸橋地区センター 定先着10人(要予約) 師佐伯美樹さん(健康運動指導士)
▽認知症予防体操 8月20日(金)午後1時30分～2時30分 所野川地域センター 定先着10人(要予約) 師小竹弘倫さん(健康運動指導士)

家族を介護している方 一緒にお話してみませんか

ご家族に認知症等の心配のある方や介護をされている方が集まって、情報交換や相談、交流ができる場です。途中入退室は自由です(予約不要)。

■介護者の会8月の日程等

| 会場 | 日時 | 問い合わせ |
|------------------------------|------------------------------|------------------------------|
| 杉の子(中和泉5-9-3) | 11日(水)午前10時～11時30分(毎月第2水曜日) | あいとびあ地域包括支援センター ☎(5438)3565 |
| 防災センター4階会議室 | 19日(木)午後1時30分～3時30分(毎月第3木曜日) | 高齢障がい課高齢者支援係 |
| 狛江共生の家(駒井町1-1-2) | 20日(金)午後1時30分～3時30分(毎月第3金曜日) | 地域包括支援センターこまえ苑 ☎(3489)2422 |
| 地域包括支援センターこまえ正吉苑(西野川2-27-23) | 25日(水)午後1時30分～3時(毎月第4水曜日) | 地域包括支援センターこまえ正吉苑 ☎(5438)2522 |

※食事・飲み物の提供はありません。

情報公開制度～令和2年度情報公開の実施状況～

☎政策室政策法制担当

狛江市情報公開条例第25条第1項の規定により、情報公開制度の実施状況を毎年公表しています。

決定内容別請求件数

令和2年度の決定内容別請求件数と過去5年間の実績は、次の通りです。

(単位：件)

| | 平成28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 令和2年度 |
|------|--------|------|------|------|----------|
| 全部公開 | 67 | 62 | 140 | 92 | 75 (54%) |
| 一部公開 | 74 | 80 | 78 | 53 | 48 (35%) |
| その他 | 22 | 19 | 16 | 23 | 16 (11%) |
| 合計 | 163 | 161 | 234 | 168 | 139 |

公開方法別件数

令和2年度の公開方法別件数と過去5年間の実績は、次の通りです。

(単位：件)

| | 平成28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 令和2年度 |
|--------|--------|------|------|------|-----------|
| 写しの交付 | 144 | 144 | 168 | 164 | 127 (91%) |
| 閲覧 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 (0%) |
| 視聴 | 0 | 0 | 59 | 0 | 0 (0%) |
| ホームページ | 19 | 17 | 7 | 4 | 12 (9%) |
| 合計 | 163 | 161 | 234 | 168 | 139 |

公開請求を受けた主な文書

令和2年度に公開請求を受けた主な文書の内容と件数は、次の通りです。

| 内容 | 件数 |
|-----------------|----|
| 排水施設計画確認申請書 | 24 |
| 狛江市立学校使用教科書選定資料 | 11 |

高齢者等生きがいポイントが始まります

介護予防・フレイル予防活動を行うことでポイントがたまる「高齢者等生きがいポイント」を開始します。10ポイントたまったら全員に市内の福祉サービス事業所が製造したプレゼントを差し上げます。

また、期間中に20ポイントたまったら、抽選で50の方に追加でもう1つプレゼントを差し上げます。

実施期間12月31日(金)まで

応募期間12月1日(水)～令和4年1月31日(月) (必着)

対象市内在住の65歳以上の方

※応募方法やプレゼントの内容等詳細は、市役所または地域包括支援センターで配布している案内パンフレット兼スタンプ台紙をご覧ください。

☎高齢障がい課高齢者支援係

Zoomを使ったオンライン介護予防教室

☎8月31日～10月19日の毎週火曜日(全8回)

🕒午前10時～11時30分

📍▽第1・8回 防災センター4階会議室、他

▽第2～7回 オンライン参加

※オンラインでの参加が難しい場合は、スタッフが受講をサポートするサブ会場(こまえ苑)での参加が可能です。

👤市内在住の65歳以上の方

👤先着15人(うちサブ会場での参加は先着5人)

📍運動を中心とした介護予防教室

👤健康運動指導士

👤飲み物、タオル

※動きやすい服装でお越しください。

☎☎高齢障がい課高齢者支援係へ。

📅8月27日(金)午前9時30分～11時30分
👤初めて犬を飼う方やかみつき、無駄ばえなどでお困りの方
👤先着6人

👤西川文二さん(東京都動物愛護推進員)
📍所 健康推進課(あいとぴあセンター)
☎(3488) 1181へ。

犬のしつけ・飼い方相談

◆**相談事例**
小学生の息子の母です。クレジットカードに覚えのない請求があり、不正利用されたと思いカード会社に問い合わせると、大手ゲーム会社でゲームの有料アイテムを購入していたことが分かりました。息子が親のカード番号を端末に入力して決済したようです。親の監督責任もあるとは思いますが、未成年者契約を取り消せませんか。

◆**アドバイス**
一旦契約すると、原則として、理由なく契約を取り消すことはできません。しかし、民法では、未成年者が法定代理人(親権者等)の同意なく行った小遣いの範囲を超える契約は取り消すことができると定められています。未成年者は、大人に比べ、経験や知識、判断能力が不足しているとの理由からです。ただし、未成年者であっても、「法定代理人が未成年者に営業を許可し、その営業に関する契約をした」「結婚している」「未成年者が年齢で詐術を用いた(だました)」場合は契約を取り消せません。

📍事例の場合、アイテム購入時生活センターへ。
📍地域活性化課地域振興係

消費生活センターから ①64

◆**《小学生の息子が親のクレジットカードでゲームアイテムを購入した。取り消したい》**
ことはできません。しかし、民法では、未成年者が法定代理人(親権者等)の同意なく行った小遣いの範囲を超える契約は取り消すことができると定められています。未成年者は、大人に比べ、経験や知識、判断能力が不足しているとの理由からです。ただし、未成年者であっても、「法定代理人が未成年者に営業を許可し、その営業に関する契約をした」「結婚している」「未成年者が年齢で詐術を用いた(だました)」場合は契約を取り消せません。

工事の際は近隣への配慮を忘れずに

建築工事、解体工事、リフォーム等を行うと、騒音・振動・粉じん等が発生します。

周囲に与える影響をなくすることはできませんが、他人への思いやりの心がトラブルを防止するための第一歩となります。

■届け出をしましょう

▽事業者の方

騒音規制法および振動規制法に基づく特定建設作業については、基準が定められています。該当する工事を行う場合は工事開始の7日前までに届け出をしてください。

なお、アスベスト使用の有無については工事開始前に調査・確認し、結果を掲示する義務があります。

■事前に周知をしましょう

▽事業者の方

解体工事を行う際は「狛江市建築物の解体工事における計画の事前周知と環境配慮に関する条例」に基づき、周辺環境への配慮、近隣に対する事前周知、報告書の提出を行ってください。事前に工事の日程や内容等を丁寧に説明しましょう。

▽工事を発注する方

近隣の方には事前に必ず騒音・振動・粉じんの発生等について説明しておきましょう。

また、分譲マンションの工事は居室内であっても、管理組合への届け出や承認が必要な場合があるので確認が必要です。

📍環境政策課環境係

女性セミナーⅡ 「子育てについて考える」

時 午前10時～正午
 対 乳幼児の保護者
 定 先着12人程度(保育申込数による。過去にノーバディーズパーフェクトプログラムの受講経験のない方優先)
 ※保育あり(首が据わった乳幼児が対象・要予約)。
 所 申問 8月1日(日)午前9時から、電子申請で中央公民館☎(3488)4411へ。

| 日程 | 内容 | 講師 |
|-----------|---------------|---------------------------------|
| 9月8日(水) | 保育室オリエンテーション | 保育者、公民館職員 |
| 9月15日(水) | 子育てで気になること | 目黒ユキ子さん、養目千明さん (NP-J認定ファシリテーター) |
| 9月22日(水) | 子どもの気持ち・親の気持ち | |
| 9月29日(水) | 子どもとの関わり方 | |
| 10月6日(水) | お父さんと子育て | |
| 10月13日(水) | 自分の時間(1) | |
| 10月20日(水) | 自分の時間(2) | |
| 10月27日(水) | 自分らしい子育て | |
| 11月17日(水) | 子どもの成長・発達(1) | 米本昌子さん((一社)はあとほっと理事) |
| 11月24日(水) | 子どもの成長・発達(2) | 永田陽子さん(北区子どもの家庭支援センター臨床心理士) |
| 12月1日(水) | 保育室での子どもたちの様子 | 保育者 |

※11月3日(祝)・10日(水)は、講座を行いません。

成人学習事業—市民ゼミナール

狛江におけるSDGs(持続可能な開発目標) ~狛江ではSDGsで何を、どう変える~

日 内▽8月28日(土) SDGs(持続可能な開発目標)とは?
 ▼9月25日(土) 東京都の取り組み
 ▼10月23日(土) 狛江市での取り組み
 ▼11月27日(土) 近隣自治体の取り組み
 ▼12月18日(土)、令和4年1月22日(土)、2月26日(土)、3月5日(土) 未定
 時 午前10時～正午
 対 市内在住・在学・在勤の方
 定 各回先着10人(要予約)
 師 永山利和さん(元日本大学商学部教授)
 所 申問 8月2日(月)午前9時から、中央公民館☎(3488)4411へ。

食育講習会「野菜と遊ぼう」

日 8月24日(火)
 受 午前10時15分～10時30分(11時30分終了予定)
 対 3歳～未就学児の親子
 定 8組(要予約)
 内 野菜の観察や、野菜を使ったスタンプを押してみます。

持保護者と子どものエプロン、布巾、筆記用具
 所 申問 8月17日(火)までに、電子申請で健康推進課(あいとびあセンター)☎(3488)1811へ。

誰でもできるSDGs 第3回「飢餓をゼロに」

私たちが消費が世界の飢餓に影響を与えている

SDGs(持続可能な開発目標)とは、この先の世界が今以上に良くなるために世界で取り組んでいる17の目標です。

2つ目の目標は、「飢餓をゼロに」です。

日常を彩るたくさんの食べ物が世界の国々から私たちの手に届けられています。それらを大量生産、大量消費し、食べ切れなかったものは大量廃棄されます。日本では年間600万トンの食料がまだ食べられるのに廃棄されています。

その背景には、途上国で生産された食料品を驚くほど安い価格で大量に仕入れていることがあります。安さを生み出すため、正当な対価が生産者に支払われず、十分な食事を食べられなかったり、健康に害を及ぼしたりといった事態が起こっています。世界の飢餓人口は途上国を中心に、現在6億8,780万人いると言われています。安価な食料の大量消費が、少なからず世界の飢餓に影響していると考えられ、他人ごとではありません。

フェアトレードとは直訳すると「公平・公正な貿易」。つまり、途上国の原料や製品を適正な価格で継続的に購入することにより、立場の弱い途上国の生産者や労働者に対して正当な賃金が支払われる「貿易のしくみ」をいいます。

フェアトレード認証製品を購入することは、途上国の生産者の生活改善をし、十分な食事ができることにつながります。

■私たちにできること

- ▼フェアトレード認証製品を購入しよう。
- ▼食べ物をフードバンクに寄付しよう。
- ▼食べ切れる分だけ買おう。
- ▼食べ切れる分だけ買おう。(出典・農林水産省サイト「食品ロス量(平成30年度推計値)の公表について」、日本ユニセフ協会SDGSClubサイト)

問 政策室企画調整担当

インフォメーション「案内」

住まい探しの相談窓口

9月7日(火) 時 午前10時～10時50分・午前11時～11時50分の2枠(要予約) 所 2階第一市民相談室 対 市内在住の方 内 高齢者、障がい者、子育て家庭などの事情で住まい(民間賃貸住宅)の確保にお困りの方から相談を受け付けます。

所 申問 福祉政策課へ。

■土地・建物・アパート・相続等不動産に関する「無料相談会」

9月4日(土)・5日(日) 時 午前10時～午後4時(予約優先)

所 申問 (公社)東京都宅地建物取引業協会調布狛江支部(調布市国領町1-46-15 鍋屋コーポ1階) ☎042(482)1782へ。

■福祉カレッジ2021

9月4日～12月4日の土曜日(全10回) 時 午後2時～4時 所 全10回 対 市内在住・在勤の方 定 先着15人 内 地域福祉に関わる講師による講義、意見交換等 ¥3,000円

所 申問 8月2日(月)から31日(火)までに、狛江市社会福祉協議会☎(3488)0313へ。

■BLUE多摩川アウトドアフットネスクラブ無料講座「はじめてのフラ」

8月26日(木) 正午～午後1時15分 対 市内在住・在学・在勤の18歳以上の方 定 先着3人

所 申問 BLUE多摩川アウトドアフットネスクラブ☎(3430)3117へ。

セミナー

未就学児運動療育教室「みんな地球をけつとばせ!」

8月16日(月) 午後2時30分～3時30分 所 市民総合体育館(オンライン実施に変更する場合あり) 対 3～6歳(未就学児)とその保護者 定 先着10組 内 発達やゆとり、なやみ活動が苦手な子や対象とした親子運動療育教室

令和4年度都立看護専門学校 募集

東京都は、都内医療機関等に従事する看護師を確保するために都立看護専門学校を設置しています。現在、令和4年度学生募集要項を配布しています。

問 東京都福祉保健局 医療人材課☎(5320)4442

募集

令和4年度都立看護専門学校 学生

東京都は、都内医療機関等に従事する看護師を確保するために都立看護専門学校を設置しています。現在、令和4年度学生募集要項を配布しています。

問 東京都福祉保健局 医療人材課☎(5320)4442

ご案内

認定NPO法人トラソス 申問 高齢障がい課障がい者支援係へ。

9月4日～12月4日の土曜日(全10回) 時 午後2時～4時 所 全10回 対 市内在住・在勤の方 定 先着15人 内 地域福祉に関わる講師による講義、意見交換等 ¥3,000円

所 申問 8月2日(月)から31日(火)までに、狛江市社会福祉協議会☎(3488)0313へ。

介護付きホーム イリーゼ 狛江・別邸

東京都狛江市東野川1-32-5 小田急小田原線「喜多見駅」より徒歩約11分(約850m)

胃ろうの方やインスリン注射が必要な方など、医療依存度の高い方もご入居できます。

※施設で対応できない医療処置が必要な方はご入居が難しい場合もございます。詳しくはお問い合わせください。

ご入居者様 募集中!

0120-12-2943

平日 9:00～18:00 土日祝 9:00～17:00

公式 イリーゼ 検索

介護付きホーム イリーゼ 狛江

東京都狛江市和泉本町3-27-7 小田急小田原線「狛江駅」より徒歩約20分(約1.6km)

お寿司やお蕎麦、お菓子を、趣向を凝らして味わったりするレクリエーションなどで、皆様が楽しい時間を過ごせます。

※施設で対応できない医療処置が必要な方、通常の介護方法及び接遇方法では対応できない認知症の方はご入居できない場合がございます。

8月の古民家園

■古民家園で遊ぼう

日5日(木)・19日(木)

時午前10時～11時30分

対乳幼児とその家族(原則親子)

定先着6組(要予約)

内子育て中の親子が屋内や園庭

で楽しく遊び交流できます。

※子育ての専門スタッフが交流

のお手伝いをします(授乳とお

むつ交換の場所あり)。

スタッフサポート狛江、他

■昔あそび体験

日28日(土)午後1時～4時

内折り紙などを使っ

て昔ながらの遊びが

体験できます。

師たま川お手玉の会

■年中行事展示「盆棚飾り」

展示期間12日(木)～15日(日)

内覚東(今の西野川一丁目周辺)

の高木家に伝わったお盆の様子

を展示します。

問むいから民家園 ☎(3489)

8981(開園時間午前9時30

分～午後4時30分、月曜日休園

※9日(休開園)10日(火)は休園へ。

「狛江水辺の楽校」8月行事予定

〜キレイにし隊清掃〜

▽ホテル川の草刈り清掃

日8日(日)

師門脇昭生さん(市民ボランティア)

▽ヤンマ池の草

刈り清掃

日15日(日)

師矢間広司さん

(市民ボランティア)



日22日(日)

師池田龍也さん(市民ボランティア)

▽カワセミ水路の草刈り清掃

各日時午前10時～正午

※クルミ村集合・雨天中止

持軍手、タオル、水筒、草刈り

鎌やノコギリなど

問竹本 ☎090(3525)8

506

「狛江弁財天池 特別緑地保全地区」

8月行事予定

定例開放日 8日(日) (雨天決行)

時▽自然観察会 午前10時～11時

▽緑地の開放 午前10時～午後3時

内普段気付かない小さな自然を講師の案内で観察します。

※緑地保全の会では、ボランティア会員(鳥類等の撮影ができる方)を募集集中です。

問坂田 ☎(3489) 7139



第45回狛江市民まつり参加者(団体)募集

第45回狛江市民まつりを11月14日(日)に開催します。

■出店

対市内を活動拠点とする実績のある団体および市内在住の方

※団体優先。暴力団関係者は出店できません。※今回募集する団体は飲食物を扱う店舗の出店はできません。

時午前9時～午後2時(予定)

所狛江第一中学校校庭で、1区画2.7m×3.6m(予定)

※1区画につき1店舗のみ

運営協力金 1店舗6,000円

あっせん テント1張7,000円、テーブル1台2,000円、いす1脚500円(電気の配線はありません)

※出店場所抽選会以降の返金は行いません。

申 8月20日(金)(必着)までに、責任者の住所・氏名(ふりがな)・電話番号(当日連絡可能な携帯電話番号)・出店内容・団体は団体名と社会教育団体登録番号、主な活動実績等を記入し、返信用封筒(長形3号封筒に94円切手を貼付、宛先記入)を同封の上、持参または郵送で〒201-8585和泉本町1-1-5 狛江市役所内狛江市民まつり実行委員会事務局へ。

※団体は一団体1通、個人は一世帯1通に限ります。記入漏れ、虚偽の記載、書類不備等は無効です。

※当選者には抽選結果・出店申込案内等を同封の返信用封筒で返送します。なお、当選者には、後日出店場所抽選会に参加していただきます。※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、内容が変更となる場合があります。

問 狛江市民まつり実行委員会事務局(地域活性化課コミュニティ文化係)

養育家庭 体験発表会

日 8月14日(土)午前10時～11時

所 ひだまりセンター

内 里親とは、さまざまな事情で保護者と暮らせない子どもたちと一緒に生活をしてくれる家庭のことです。その中で一定期間お子さんを預かる養育家庭をしている里親さんのお話を聞くことができます。

※詳細は二葉学園ホームページをご覧ください。

問 多摩児童相談所フオスターリング機関二葉学園 ☎042(444)0191へ。



エコルマホール事務所が 駄倉地区センターに移転します

エコルマホールの改修に伴い、9月6日(月)から事務所を駄倉地区センターに移転します。

なお、営業時間および定休日が変わりますので、ご注意ください。

時 午前8時30分～午後5時(土・日曜日、祝日を除く)

※移転後の電話番号に変更はありません。

※9月1日(水)から5日(日)まで移転作業を行うため、電話が繋がりにくい場合があります。

問 (一財) 狛江市文化振興事業団 ☎(3430) 4106

駄倉地区センターの予約・鍵の受け渡し場所を変更します

エコルマホールの事務所移転に伴い、9月6日(月)から駄倉地区センターの予約および鍵の受け渡し場所・時間が変わります。

時 午前9時～午後5時(土・日曜日、祝日を除く)

所 エコルマホール仮事務所(駄倉地区センター内)

問 地域活性化課コミュニティ文化係



公民館

◎西河原公民館

☎(3480) 3201

■西河原おはなし会

日 8月5日(木)・26日(木) 時 午後3時45分

から 定10人 申 当日に電話で申し込み

◎中央公民館

☎(3488) 4411

■子どもの実験教室

▽磁石の力をためす

日 8月21日(土) 午前10時30分～11時30分

対 小学校1・2年生

▽シユワシユワの秘密を探ろう

日 8月29日(日) 午後2時30分～4時30分

対 小学校3年生

各 同日12人(多数抽選) 師 自

図書館

自然科学教室 キッズアース講師 持筆記用具、定規 ¥500円 (材料代) 申 8月12日(木)まで

に、電子申請で申し込み

図書館

◎中央図書館

☎(3488) 4414

■「えほんのじかん」

日 8月の毎週水曜日 時 午後3時30分～3時45分

午後4時～4時15分

※各回同一内容です。どちらか1回に参加できます

対 4歳以上の子どもの参加となります

定 各回先着5人

内 絵本の読み聞かせ



以下は広告枠です

ライフスタイルに合わせて最適な働き方が選べます。

学研教室の先生募集!!

勤務先 ▶ご自宅(又は貸会場)
仕事内容 ▶主に幼児～小学生への算数・国語2教科指導または、算数・国語・英語の3教科指導。

週2日、3～4時間程度

月15万以上も可能です

学研教室の優れた教材とシステムのご説明を致しますので、お気軽にお問い合わせください!
8月は個別で実施しております。

子ども達と共に学べる、やりがいのあるお仕事です。

詳細はコチラにも!



【資格】短大卒業程度の学力をお持ちの女性の方
【時間】週2日、15:00～18:00位から
【報酬】完全出来高制(単価・売上・人数により変動)

学研教室 立川事務局 <http://www.114154.com/>
お申込み・お問合せ ☎0120-889-100(採用係)
立川市柴崎町3-11-4 東京ロジテック千代田ビル5F ☎042-521-4821

納骨一体 28万円

樹木墓地は、毎年の維持費はかかりません。

宗旨 宗派 自由

天護山妙祐寺墓苑

世田谷区北島山4-16-1

お問い合せ ☎0120-148324

法人名: 宗教法人 妙祐寺 ・ 許可日: 昭和29年2月11日 ・ 番号: 第4号

樹木墓地

自然科学教室

キッズアース講師

持筆記用具、定規 ¥500円 (材料代) 申 8月12日(木)まで

に、電子申請で申し込み

問 多摩児童相談所フオスターリング機関二葉学園 ☎042(444)0191へ。

第2回 親子の絆づくりプログラム

「赤ちゃんがきた!(愛称BP)」

☑9月8日~29日の毎週水曜日(全4回)

☑午前10時~正午

☑中央公民館

☑おむね生後3カ月~5カ月の赤ちゃんを初めて育てているお母さん

☑定着8人

☑▽第1回 新しい出会い

▽第2回 赤ちゃんのいる生活

▽第3回 赤ちゃんとの接し方

▽第4回 親になること

※テキスト貸し出し。赤ちゃんと一緒にプログラムを進めます。

☑申問 8月15日(日)までに、電子申請で

子ども政策課企画支援係へ。



こまえ子育てねっと

https://komae-kosodate.net/

※詳細は、こまえ子育てねっとをご覧ください。

◎和泉児童館

☎(3480) 1441

■いずみチャレンジ「カンころカーリング」 ☑8月2日(月)午後4時~5時(人数制限あり) ☑小学生☑缶が止まった場所の得点を合計し、順位を競います。

■すくすく測定 ☑8月5日(木)午後0時30分~1時50分 ☑乳幼児☑子育て相談員がお子さんの身長、体重を測定します。

■おはなしのへや ☑8月3日(火)・5日(木)☑午前10時45分~11時・午前11時45分~正午 ☑乳幼児☑絵本や紙芝居の読み聞かせ、パネルシアターなど

◎岩戸児童センター

☎(3489) 5414

■こわいおはなし会 ☑8月18日(水)午後3時30分~4時30分 ☑小学生☑先着15人 ☑8月7日(土)午後2時から

■乳幼児おはなし会 ☑8月23日(月)午前10時~10時30分 ☑乳幼児☑親子☑先着10人 ☑内わらべうたや絵本などのお話 ☑8月14日(土)午前10時から

■すくすく測定 ☑8月27日(金)午前10時30分~11時30分 ☑乳幼児☑親子☑先着6組 ☑身長・体重の測定ができます ☑8月14日(土)午前10時から

◎こまつこ児童館 ☎(3480) 5701

■イベント「トランプ、でっかくしちゃいました」 ☑8月29日(日)午後1時30分~4時(雨天中止) ☑大きなトランプでパパ抜きや神経衰弱などをして遊べます ☑着替え、替え靴、タオル※濡れたり汚れてもよい服装で来てください。

☑8月7日(土)午前10時~午後5時 ☑全年齢 ☑お祭りのような楽しめるスペースを用意します。

◎8月のプレパーク (冒険遊び場)

☑毎週月・火・水曜日および1日(日)・7日(土)・21日(土)・29日(日) ☑午前10時~午後5時 ☑所西河原公園内 ※実施時間以外は、通常の公園として利用できます。

■イベント「トランプ、でっかくしちゃいました」 ☑8月29日(日)午後1時30分~4時(雨天中止) ☑大きなトランプでパパ抜きや神経衰弱などをして遊べます ☑着替え、替え靴、タオル※濡れたり汚れてもよい服装で来てください。

☑8月7日(土)午前10時~午後5時 ☑全年齢 ☑お祭りのような楽しめるスペースを用意します。

☑8月7日(土)午前10時~午後5時 ☑全年齢 ☑お祭りのような楽しめるスペースを用意します。

拍江すこやか病児保育室休室

8月11日(水)から14日(土)までお休みします(16日(月)から通常開室)。

※16日の利用は当日午前8時からの電話予約のみとなります。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、予約および入室時に時間を要します。

☑問 拍江すこやか病児保育室 ☎090(8307)3635

父親向けノーパディーズパーフェクトプログラム

自分らしい子育てを みんなで話し合ってみよう

☑市内在住または在勤の方で未就学児をもつ父親(原則全回出席できる方) ☑定着8人

※土曜日のみ託児あり(要相談) ☑「完璧な親なんていない」をキーワードに、同年代の子を持つ父親同士で悩みや関心ごとを話し合い、自分にあった子育てを見つけませんか。

☑申問 8月22日(日)までに、電子申請で子ども政策課企画支援係へ。



■父親向けノーパディーズパーフェクトプログラム日程等

| 日時 | 会場 |
|------------------|-------------|
| 8月28日(土)午前10時~正午 | |
| 9月1日(水)午後7時~9時 | 防災センター4階会議室 |
| 9月4日(土)午前10時~正午 | |
| 9月8日(水)午後7時~9時 | 市役所501会議室 |
| 9月11日(土)午前10時~正午 | |
| 9月15日(水)午後7時~9時 | 防災センター4階会議室 |

公立保育園を紹介しします

☑8月2日(月)・3日(火) ☑午前9時30分~午後5時(3日は午後4時まで) ☑市役所2階ロビー ☑入所を希望される保護者の方 ☑問 児童育成課幼児教育・保育係

令和3年度

コマエ×ミライ×チャレンジ 作品募集

☑市内在住の小学校4~6年生 ☑市外在学の児童は未来戦略室へお問い合わせください。

☑募集作品 数分野で児童自らが設定したテーマの自由研究 ☑サイズ 縦2枚のA3判用紙(420mm×297mm) ☑賞状あり ☑問 未来戦略室



| 相談名 | 開催日・時間 | 相談員 | 申し込み等 |
|----------------|---|-------------------|--|
| 法律相談 | 毎週月・木曜日 午前9時~午後0時10分 | 弁護士 | 事前予約制(相談日の1週間前から秘書広報室で受け付け) |
| 行政相談 | 20日(金) 午後1時~4時10分 | 行政相談委員 | |
| 交通事故相談 | 17日(火) 午前9時30分~正午 | 弁護士 | |
| 土地家屋調査測量表示登記相談 | 26日(木) 午後1時~4時10分 | 土地家屋調査士 土地建物取引業協会 | 事前予約制(2日(月)から秘書広報室で受け付け。空きがあれば当日も受け付けます) |
| 不動産取引相談 | 10日(火) 午後1時~4時10分 | 行政書士会 調布支部 | ※夜間相談は相談当日の午後4時まで受け付け。 |
| 相続相談 | 3日(火)・17日(火) 午後1時~4時10分 夜間相談 10日(火) 午後6時~7時50分 | 行政書士会 調布支部 | ※行政相談は18日(水)午後4時まで受け付け。 |
| カウンセリング・心の相談 | 4日(水)・18日(水) 午前9時~正午 | カウンセラー | |
| 女性のためのカウンセリング | 11日(水)・25日(水) 午前9時~正午 | カウンセラー | |
| 登記相談 | 夜間相談 23日(月) 午後6時~7時50分 | 司法書士会 調布支部 | ※通訳を希望する方はご相談ください。 |
| 労働相談 | 20日(金) 午前9時~午後0時10分 | 社会保険労務士会 武蔵野支部 | |
| 税務相談 | 12日(木) 午後1時~4時10分 ※会場は東京税理士会武蔵府中支部 毎週木曜日 午前10時~正午 午後1時~4時 | 東京税理士会 武蔵府中支部 | 事前予約制 会場は同支部 ☎042(488)5550 |

8月の市民相談

| 相談名 | 開催日・時間 | 相談員 | 申し込み等 |
|----------------|---------------------------|-------------------------|----------------------------------|
| 消費生活相談 | 月~金曜日 午前9時~正午 午後1時~4時 | 消費生活相談員 | 地域活性課へ(午後3時まで受け付け) |
| 更生保護相談 | 24日(火) 午前10時~正午 午後1時~3時 | 保護司 | 第1市民相談室へ |
| 難病者相談 | 27日(金) 午後1時~4時 | 難病相談員 | |
| 手話通訳相談 | 毎週水曜日 午前9時~正午 | 手話通訳登録者 | 福祉総合相談窓口へ |
| 介護保険相談 | 5日(木)・19日(木) 午後1時~4時 | 介護保険苦情相談員 | |
| 生活困窮の相談 | 月~金曜日 午前8時30分~午後5時 | 生活困窮者自立支援相談員 | 福祉総合相談窓口 こまYELLへ |
| こころの健康相談 | 26日(木) 午後1時30分~4時30分 | 精神科医師 | 事前予約制(福祉相談課で受け付け) |
| ひとり親相談 | 月~金曜日 午前8時30分~正午 午後1時~5時 | ひとり親家庭等専門相談員、母子・父子自立支援員 | 事前予約制(子ども政策課で受け付け) |
| 婦人相談 | | 婦人相談員 | |
| 教育相談 | 月~金曜日 午前9時30分~午後5時 | 教育相談員 | 教育支援センター ☎(3430)1311へ |
| 健康相談 | 12日(木)・26日(木) 午前10時~正午 | 保健師、栄養士 | 直接2階フロアへ |
| 年金相談 | 毎週月・水・金曜日 午前9時~正午 午後1時~4時 | 社会保険労務士 | 保険年金課へ(午後3時30分まで受け付け) |
| シルバー人材センター入会相談 | 10日(火) 午後1時~4時30分 | | 狛江市シルバー人材センター ☎(3488)6735 ※電話予約制 |